

長生き支援終身 [無配当]

低解約返戻金型終身介護保険

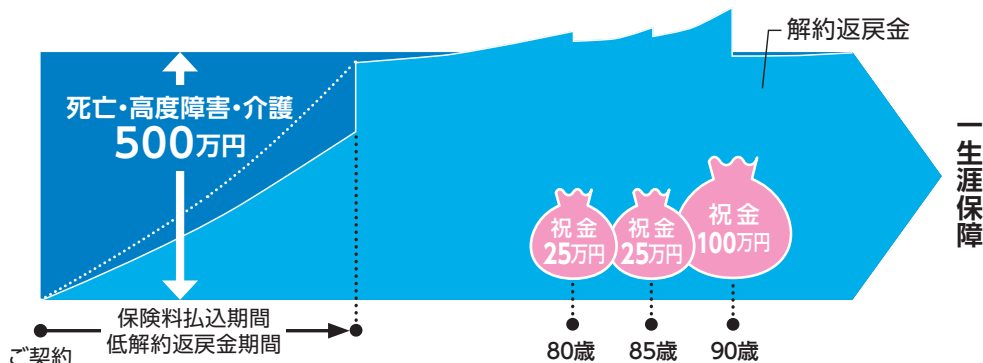


主な特長

- **死亡・高度障害・介護の保障を一生涯確保できる商品です。**
・介護の保障は、公的介護保険制度の要介護2以上と認定された場合または所定の要介護状態が継続した場合を対象とします。
- **健康祝金をお支払いするタイプのご契約をお選びいただけます。**
・健康祝金は、保険金を受け取ることなく所定の支払対象年齢の年単位の契約応当日を迎えたとき、お受け取りいただけます。(健康祝金のないタイプもあります。)
- **特定疾病で所定の治療等を受けた場合の経済的負担を軽減できます。**
・初めて悪性新生物と診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けた場合、将来の保険料の払込みは不要です。(特定疾病保険料払込免除特則)

商品の仕組み

(主契約：保険金額 500万円、健康祝金支払対象年齢80歳・85歳・90歳の場合)



⚠ 解約返戻金は、健康祝金の有無・支払開始年齢等により異なります。

お客様のニーズにあわせて、特則・特約を組み合わせることができます。

特則・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。また、特則・特約ごとにお取扱範囲は異なります。

1 特定疾病になった後の保険料負担に備える
特定疾病保険料払込免除特則

2 介護保険金を年金で受け取る
年金支払特約

主なお取扱い(主契約)

(お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。)

ご契約年齢	15歳～69歳	契約者配当	ありません。
保険期間	終身(ご契約の更新はありません。)	保険金額	200万円～5,000万円(10万円単位)
保険料払込期間	短期払	健康祝金の支払対象年齢	下記*のとおりとします。
解約返戻金	保険料払込期間中は健康祝金部分を除き、低解約返戻金割合70%が設定されます。		

*健康祝金の支払対象年齢

健康祝金の支払対象年齢	ご契約年齢	保険料払込期間の満了時年齢
70歳・75歳・80歳	15歳～59歳	69歳以下
80歳・85歳・90歳	15歳～69歳	79歳以下
健康祝金なし		

保障の概要

(特約・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。)

	保障の種類	お支払いする場合	お支払額など
主契約	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
	介護保険金	①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき	
	健康祝金 〔健康祝金をお支払いするタイプにご契約の場合〕	保険金をお支払いすることなく、所定の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日に生存しているとき	保険金額 × 支払割合 ↑ 1回目:保険金額の 5% 2回目:保険金額の 5% 3回目:保険金額の 20%
特約	特定疾病保険料 払込免除特則	初めて悪性新生物と診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	年金支払特約	介護保険金を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。	
	リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。	
	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

ご注意事項

- ・死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金は、いずれかの保険金のみをお支払いし、重複してお支払いはしません。
- ・保険金のお支払事由に該当した時点の解約返戻金が保険金額を上まわる場合は、解約返戻金と同額の保険金をお支払いします。
- ・公的介護保険制度・公的医療保険制度の変更が将来行われた場合は、介護保険金のお支払事由、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。
- ・所定の要介護状態とは、「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。
- ・特定疾病保険料払込免除特則は、悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間があります。また、特定疾病保険料払込免除特則により保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込みの免除事由が生じた時点において将来の保険料が一時に払い込まれたものとして解約返戻金を計算します。また、それ以後の解約返戻金には低解約返戻金割合70%を乗じません。
- ・リビング・ニーズ特約のご請求額は、ご契約の保険金額以内かつ同一被保険者につき3,000万円以内とします。
- ・保険料払込終了後は、年金支払移行特約を付加することで死亡・高度障害・介護等の保障を年金支払に移行することができます。
- ・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、保険金額の上限までご加入いただけないことがあります。

- ・この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- ・長生き支援終身のご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ・お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」等をご参照ください。

<取扱者・代理店>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
http://www.tmn-anshin.co.jp/



<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

あんしん生命 カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)